

反対する議案の主なものと、請願・陳情の委員会審査結果に反対する主なものについて、その理由を述べ、討論いたします。

議案第133号「平成17年度鹿児島県一般会計補正予算」について

この補正予算に含まれているいくつかの予算について、その問題点を指摘いたします。

第1に、総務費の市町村振興費、市町村連絡調整費の中に、市町村行財政連絡調整費として、261万6000円の補正が組まれています。これは、今議会に提案されている議案第141号「鹿児島縣市町村合併推進審議会条例」にもとづき、「市町村合併推進審議会」を設置し「自主的な市町村合併の推進に関する構想」を策定するための経費とされています。議案141号に対しても合わせて反対の理由を申し述べます。

この条例案の根拠法とされている「市町村の合併の特例等に関する法律」の第60条に「市町村合併推進審議会」を置く旨がうたわれていますが、これは同59条に「必要が認められる市町村を対象として」とあり、あくまでも都道府県の判断によるものであり、設置が義務づけられているものではありません。

今日の新聞報道でも、構想策定を予定しているのは全国で23道府県という、半数にとどまっています。

そもそも、今回の「平成の大合併」は、総務省はこれまでも「市町村合併は行政改革の最たるもの」と言い、過去に総務省の交付税課長が「市町村合併すれば安上がりになる」と発言してきたように、国の財政難のツケを地方に押しつけ、国の財政支出を大幅に減らすことが目的です。

本県では、国の合併特例法という合併誘導策に加えて、財政難の中、県独自に20億円の基金まで積んで、合併特例交付金というアメと、合併しなければ地方交付税が減らされるというムチとで、本年3月までという期限を切って、強引に押し進められたものです。合併した自治体によっては、その後、敬老祝い金がなくなったり、国保税の引き上げが予定されたり、これまであった福祉の制度がなくなったりなど、こんなはずではなかったという住民の声が寄せられています。

「自主的な合併」だといいながら、補正予算でこのような協議会をつくり、住民の望まない合併をこれ以上押しつけるのではなく、合併を選択せず、小さくても自立をめざす自治体へこそ、財政的な支援をすべきではないでしょうか。よって、本議案ならびに、それに基づく補正予算の執行には賛成できないものであります。

第2に、農林水産業費の農業費、農業振興費の中に農村振興対策費として376万6000円の補正が組まれています。これは、遊休農地再活用を図るための簡易な土地条件整備に対して助成す

るというもので、具体的には、加世田市が、農業特区として、借り上げた農地を株式会社にリースするにあたって、排水の整備や客土を行う面積が、2.4haから4haに増えたことによる補正であります。

いま、農地の荒廃や耕作放棄が大きな問題になっていますが、これを口実として、政府は、農業「構造改革特区」として、株式会社の農業経営への参入を認めています。

農地法は、第1条の「農地は耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて」で始まり、第3条では「所得農地の耕作に常時従事する者のみが農地を取得する権利を有する」としており、「農地改革」の成果を維持し、地主制度の復活と大資本家による農地取得を阻止することを目的に、農地の所有権を農民（家族経営）だけに限定してきました。これを「農業特区」として、株式会社に農地をリースするということは、農地制度そのものを解体し、将来は、株式会社に農地の取得を認めること、それは土地ころがしや企業農業に道を開くことにつながります。もともと「特区」の構想は、経団連の奥田会長ら「有識者」が経済諮問会議で言い出したものであります。

そもそも日本の農業の困難は、政府が進めてきた農産物の輸入の自由化や価格支持政策の廃止などによって、農業そのものが引き合わなくされ、地域による農家の共同が壊されてきたことにあります。

農村振興費というのであれば、企業の農業参入のための支援ではなく、きびしい情勢の中でも元気に農業に取り組んでいる兼業農家や高齢者、女性などの家族経営の中小農家を大事にし、そこへの財政的支援こそ行うべきであります。

第3に、民生費の生活保護費、扶助費の中に生活保護費補助金事業として、60万9000円の補正が組み込まれています。これは、社会保障生計調査に要する経費であります。この調査の目的は「生活保護制度の在り方等を議論する上での基礎資料を得ること」とされており、その調査自体が、個人のプライバシーにかかわる内容であります。また、この調査の結果が、社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門部会で報告され、その結果、生活保護の基準の引き下げや、老齢加算の縮小・廃止の実施や母子加算の縮小の検討などが行われてきました。憲法25条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められ、生活保護法第1条に、「国はその権利を保障する義務がある」とされていますが、まさしく生活保護制度は、この条文にそぐわない制度に改悪されてきています。よって、この生活保障生計調査に要する経費は賛成できないものであります。

第4に、債務負担行為として、平成18年度支出として限度額を5億9000万円が組み込まれています。これは、大和ダム管理設備工事に要する経費であります。

大和ダムは、大島郡大和村の2級河川大和川、大和川水系三田川の上流にダムを建設し、大和浜地区などの水不足の解消と災害防止ということで、治水・利水のための多目的ダムとして建設がすすめられているものであります。

この間わが党は、大和ダムの建設について反対の立場をとってまいりました。その理由の第1は、

治水対策も利水対策も基本的にはすでに行われており、78億円もの多額の費用を費やすダム建設は行う必要がないこと。第2に、山や川の自然を破壊することにつながり、アマミノクロウサギなどの貴重な野生生物のすみかを壊すことになること。第3に、ダムを建設することによってかえって危険度が増し、将来の堆積土砂の問題、ダムの老朽化の問題など、次世代に負の遺産を残すことになることなどを上げてきました。

ダム本体の工事もほぼ終了し、18年度の供用開始にむけて、ダムの管理のための設備を整えるという段階ではありますが、わが党は、住民の反対運動も起きたムダな大型開発はやめて、住民のくらし・福祉を守る予算こそ確保すべきでありという立場で、大和ダム建設に係わる事業に反対するものであります。

以上の理由で、これらの事業費を含む議案第133号には賛成できないものであります。

○議案第135号「鹿児島県職員手当支給条例の一部を改正する条例制定の件」について

本議案は、県政刷新大綱に基づき、職員数の縮減を図りつつ、職員の新陳代謝を促進するという目的で、定年前に40歳以上で退職する者に対して、退職手当を加算して支給するというものであります。

反対の理由の第1は、職員の賃金・労働条件にかかわる事案については、当然、職員組合との協議をすべきであります。本件については、そのような協議もなされず、一方的に示されたものであるということです。

ILOが2度にわたって勧告で繰り返し指摘していることではありますが、憲法28条がすべての勤労者に保障している労働基本権が、公務員には保障されておりません。賃金・労働条件に直接関わるものについて、労働基本権にもとづく労使協議、労使合意によって進められるべきものであります。

第2の理由は、これ以上の職員数の縮減が、勤労環境の悪化と過重労働を招くものであるということです。

今議会の一般質問で明らかになりましたが、県職員の内、療養休暇の取得や休職をしている職員が、過去5年間で年平均170人おり、このうち、心の病は平均42人ということでした。これらの原因は様々であると思われませんが、仕事の過重負担、過重労働が原因であり、職場環境を含めた改善が求められている場合に、その改善よりも、早期退職が優先しておこなわれる事態が予想されます。

そもそも、これは、人件費の削減策として行われているものであり、現在の、本県の財政状況の悪化の主な原因は、人件費の増大に原因があるのではなく、県自身が「財政改革プログラム」作成にあたって、分析しているように、県債に頼りながら、普通建設費を増大させてきたことにあります。これ以上の人件費の削減は、更に過重労働を招き、勤労環境の悪化と住民サービスの低下を招きます。

以上の理由により、本議案には賛成できません。

○議案第138号「土木その他の建設事業の市町村負担額について議決を求める件」について

これは地方財政法第27条や道路法第52条などにもとづき、土木その他の建設事業の市町村負担額について議決を求めるという議案です。

反対理由の第1は、地方財政法第27条には、「当該建設事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該建設事業に要する経費の一部を負担させることができる」とあり、市町村の負担について、義務づけられてはおりません。県が行うべき事業については、市町村に過重な負担を強いるべきではありません。

第2には、この中には、重要港湾改修事業として、人工島建設に関わり、鹿児島市に、3,720万円の負担を求めるものと、志布志港整備として、志布志町に1億3760万円の負担を求めるものが含まれている点です。

人工島については、今年度の事業費として11億7600万円、事業内容として、廃棄物埋め立て後案、岸壁、橋梁、道路等が予定され、現在、1工区について、埋め立て土砂の投入がなされております。私は、一般質問でも明らかにいたしました。埋め立て土砂の投入計画と実際の投入量との整合性がないという点、24haの土地利用という点で、防災拠点としては安全性に疑問があるという点で、多額の借金を重ね、地元自治体に多大な負担を押しつけてまですすめる必要性も、計画の妥当性もない事業であることは明らかであります。

志布志港の整備につきましても、この間私は、この事業の問題点を指摘してきましたが、この埋め立て事業が、先に開発ありきで進められてきており、コンテナ貨物の取扱量が増えてきているといっても、そのために、毎年多額の費用をかけてポートセールスを行っております。貨物量との関係で、新たなふ頭が必要であるというのなら、最小限の規模にすべきであります。また、地元の志布志町では、これまで、23億円をこえる地元負担をしておりますが、期待した雇用は、予定の1割にも満たない200人弱で、負担だけが押しつけられている状態です。

人工島と同様に、多額の借金を重ね、地元自治体に多大な負担を押しつけてまで進める事業でないことは明らかです。

以上の理由から、本議案には賛成できないものであります。

○請願第4003号「希望するすべての子どもたちに豊かな高校教育を保障するための請願書」について

委員会審査では「不採択」となっておりますが、「採択」すべきであることを主張いたします。

本請願は、本県が、「高校再編整備計画」のもとに県立高校の統廃合を性急に実施し、その一方

で学区外入学の「一定枠」を5%から10%に拡大するなどの状況の中で、学校間の格差拡大や受験競争の激化を招く恐れのあることを心配し、希望する全ての子どもたちに豊かな高校教育を保障することを願って出されたものであります。

県教委は、県立高校の統廃合について、例えば、種子島学区、徳之島学区において、種子島高校と種子島実業高校を統廃合して、「県立種子島高校」を、また、徳之島高校と徳之島農業高校を統廃合して「県立徳之島高校」を新設しました。これらの方針が発表されたのが昨年10月、決定されたのは、わずか4ヶ月後の本年2月であります。

先の6月議会でこれらの議案についての反対討論で述べたように、「もう少し時間をとって検討させてほしい」という地元住民や保護者の意向を無視した形で、強引に進められました。

新たに発表された「栗野工業高校」と「牧園高校」の統廃合計画に対し、「栗野工業高校再編対策協議会」が設立されましたが、これは、これまでの統廃合にいたるまでの経緯を危惧しての動きではないでしょうか。

地域によって、子どもたちが地元の高校に行かず、生徒が減っているという現象の根底には、この間、県教委がすすめてきた学区の拡大や「一定枠」の拡大によって、高校の序列化がすすめられてきたことが大きな原因であると思われまます。統廃合をする前に、今こそ、地方の高校の存続のために、地元と一緒に、創意・工夫をすることが先決であります。

また、本請願事項にあるように、教育基本法第3条に定められた教育の機会均等を保障し、「障害」のある子も無い子も、経済的に厳しい状況にある子もそうでない子も、希望し、門をたたいたすべての子どもたちに豊かな高校教育を保障することが、まさしく、知事が掲げる「日本一教育県」と言えるのではないのでしょうか。

よって、本請願は、採択すべきであることを主張いたします。

○陳情第4028号「ILO第175号条約及びILO第111号条約の早期批准を求める陳情書」について

委員会審査では「不採択」となっておりますが、「採択」すべきであることを主張いたします。

本陳情は、わが国でのパート労働者が、低賃金や自らが望まない中での期限付きの契約など、給与や労働条件などで、きわめて不当な扱いを受けているという現状の中で、その改善のために、ILO第175号条約と111号条約の早期批准を求めるものであります。

わが国では、パート労働者は、夏期・年末年始休暇や慶弔休暇、生理休暇、福利厚生、交通費の支給まで、正規労働者と差別されています。

EU（欧州連合）が1997年12月に採択した「EUパート指令」では「パートタイム労働であることを唯一の理由として比較可能な労働者より不利な扱いをされないものとする」となってお

り、ヨーロッパ諸国では一般的にフルタイムでもパートタイムでも同一労働・同一賃金の原則が貫かれています。フランス、ドイツ、イギリスは法律や規則で「均等待遇」を定め、実現に向かって前進しています。

わが国においては、パート労働者への適正な労働条件の確保、能力開発、福祉の増進をはかることを目的としたパートタイム労働法が1993年に制定され、その具体的内容は労働指針に定められています。しかし指針は努力義務規定であるために、制定から10年を経ても改善は進んでいません。「均等待遇」をパートタイム労働法に明記させ、違反には罰則を加える必要があります。

パート労働者のおかれている現状の改善のために、「均等待遇」を貫くILO175号条約と、雇用と職業における差別の撤廃を定めたILO111号条約を早期に批准し、国内法を整備することが求められています。

よって、本陳情は、採択すべきであることを申し述べ、以上で反対討論を終わります。